

1 2 3 各税制共通

Q1

「事業の用に供した日」とはいつを指していますか？

A1

本来の目的のために使用を開始するに至った日をいいます。機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえず、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。

※詳しくは所管の税務署にお問い合わせください。

Q2

中古品は対象となりますか？

A2

中古品は対象となりません。

Q3

レンタル資産は適用されますか？

A3

中小企業経営強化税制や中小企業投資促進税制の償却や税額控除には利用できませんが、生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置は利用できます。

Q4

他の税制との重複適用は可能ですか？

A4

同じ減価償却資産で2つ以上の特別償却・税額控除に係る税制の適用を受けることはできませんが、生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置は、中小企業経営強化税制または中小企業投資促進税制のいずれか一方と重複して利用することが可能です。

詳細情報は中小企業庁の税制のページでご確認ください。
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/>



※本リーフレットに記載の計算は一例であり、適用条件や金額はお客さまの状況により異なります。当社では税制に関する試算・計算は行っておりません。詳しくは顧問税理士や最寄りの税務署にご確認ください。

この機会にぜひ、ご検討ください！

優遇税制のご案内

継続 2027年3月31日まで

1

中小企業経営強化税制

即時償却
100%

または

税額控除
7% or 10%

2

中小企業投資促進税制

特別償却
30%

または

税額控除
7%

3

固定資産税の特例措置

3% 賃上げ表明
1/4に軽減 (5年間)

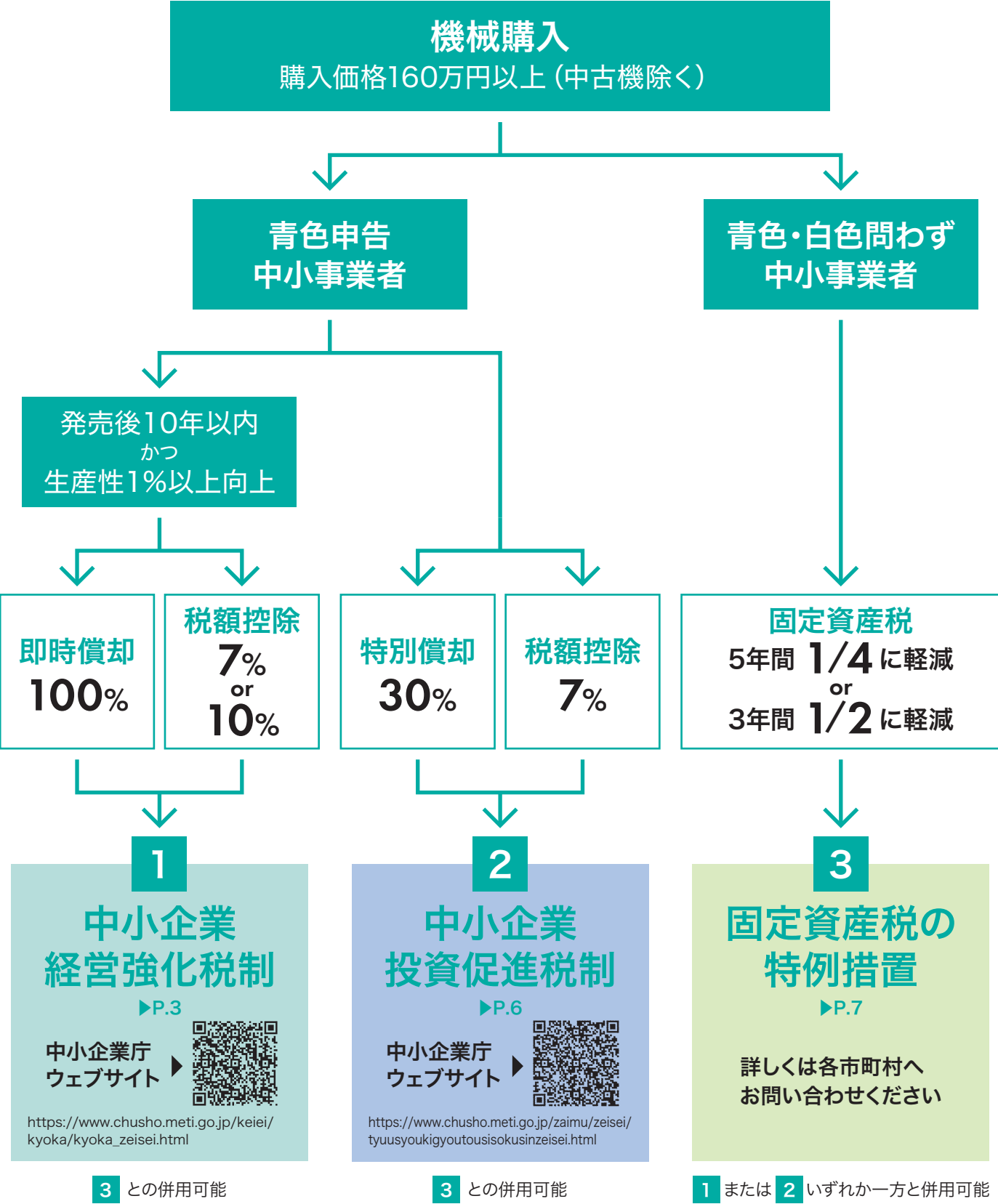
または

1.5% 賃上げ表明
1/2に軽減 (3年間)



優遇税制の概要

中小事業者等の設備投資と設備投資を通じて労働生産性の向上を図る目的で「中小企業経営強化税制」、
「中小企業投資促進税制」ならびに「固定資産税の特例措置」が継続（一部改訂）されることになりました。
各種税制措置には条件がございますので、本パンフレットにてご確認ください、コベルコ建機の機械導入に
お役立てください！



1 中小企業経営強化税制

控除内容

即時償却

購入初年度に取得価格の

100% 償却

または

資本金
3千万円以下

取得価格の

10%

資本金
3千万円を超え
1億円以下

取得価格の

7%

【控除の試算】 例：コベルコ建機の油圧ショベルを1,000万円で購入する場合

- 購入価格：10,000,000円
- 法定耐用年数6年、定率償却実施（200%定率）、初年度33.3%
- 償却前利益：20,000,000円
- 法人税率：30%と仮定

減税効果(即時償却)	200万円	=500万円－(2,000万円－1,000万円×100%)×30%
減税効果(10%控除)	100万円	=1,000万円×10%
減税効果(7%控除)	70万円	=1,000万円×7%

500万円(法人税納入額)=(2,000万円－1,000万円×33.3%)×30%
※償却前利益＝経常利益とした場合
※法人税率や控除内容は、お客様の経営状況や事業規模、購入製品によって異なります。
詳細は税務署や税理士にご確認ください。

● 取得年度の法人税納入額

■ … 減税効果

※固定資産税の特例措置と併用は可能です。
※中小企業投資促進税制と併用はできません。

対象機種

販売後10年以内の
モデルであること

旧モデルと比較して
生産性が年1%以上
向上していること

購入価格が160万円
以上であること
(オプション品を含む)

対象事業者

青色申告している中小企業者等

(資本金が1億円以下の法人、または常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人・個人事業主)

税制優遇を受けるためには遅くとも**設備取得の2か月前までに手続きをスタート**させてください！

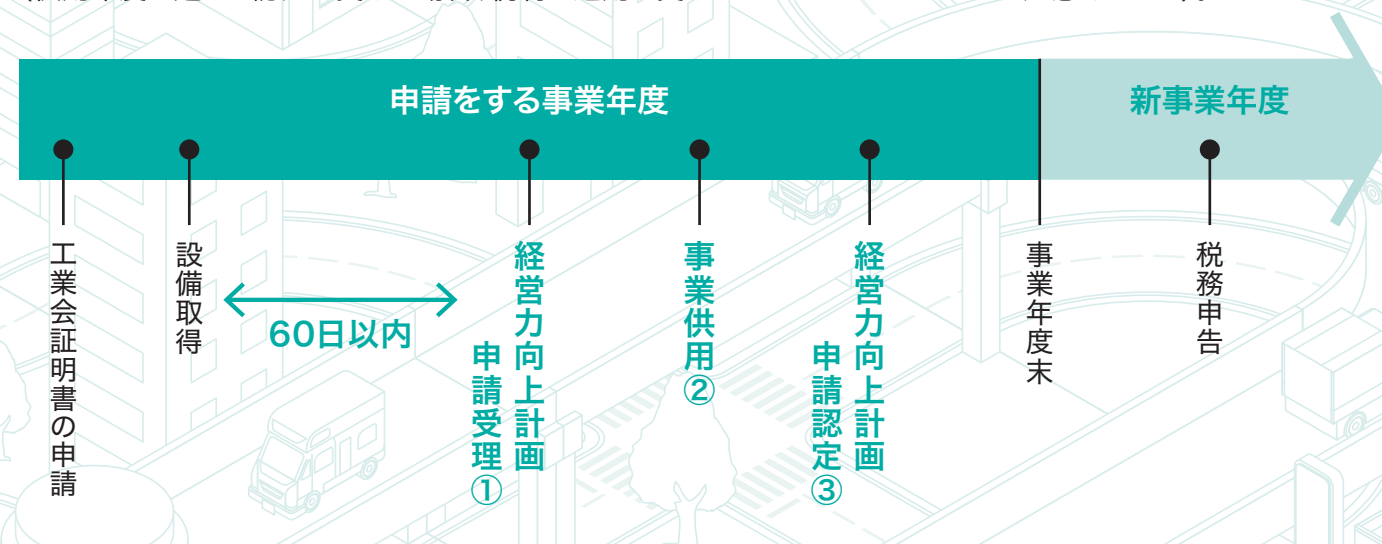
申請フロー

実施者	依頼先	実施内容	対象の書類	期間
お客様	コベルコ建機	①工業会証明書の発行を依頼します。		1～2週間
コベルコ建機	お客様	②お客様に工業会証明書を送付します。 ※工業会証明書は設備取得より前に申請することが必要です。	工業会証明書	
お客様	担当省庁	③経営力向上計画認定申請書※に記入し、原本とその写し(コピー)、経営力向上計画チェックシート※とともに、工業会証明書を添付して経営力向上計画を申請します。 ※申請書およびチェックシートは中小企業庁のホームページからダウンロードください。 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ninteisinsei.html 	工業会証明書 経営力向上計画認定申請書(原本) 経営力向上計画認定申請書(写し) 経営力向上計画チェックシート	約30～45日
担当省庁	—	④経営力向上計画を受理します。		
担当省庁	お客様	⑤経営力向上計画を認定後、経営力向上計画認定書※と経営力向上計画認定申請書(写し)を交付します。 ※経営力向上計画認定申請書(原本)に承認印が押されたものです。	経営力向上計画認定書(原本) 経営力向上計画認定書(写し)	
お客様	—	⑥設備取得 ※原則、設備取得前に主務大臣から経営力向上計画の認定を受ける必要があります。		
お客様	税務署	⑦税務申告時に納税書類とともに経営力向上計画認定書(写し)と経営力向上計画申請書(写し)、工業会証明書などの添付書類を提出し、手続き完了です。	工業会証明書 経営力向上計画認定書(写し) 経営力向上計画認定申請書(写し) 納税書類	

2 中小企業投資促進税制

やむを得ず設備取得後に経営力向上計画を申請する場合

当該設備の事業の用に供する年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります（供用年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください）。



【税制適用の条件】

- ① 設備取得から60日以内に経営力向上計画申請が受理されていること
- ② 優遇税制を申請する年度内に事業の用に供していること
- ③ 事業年度末までに経営力向上計画申請が認定されていること

※ ①②③のいずれか1つでも満足できない場合、優遇税制の適用を受けることはできません。

控除内容

特別償却

購入初年度に取得価格の

30% 償却

または

税額控除

資本金
3千万円以下

資本金
3千万円を超え
1億円以下

取得価格の

7%

対象外

【控除の試算】 コベルコ建機の油圧ショベルを1,000万円で購入する場合

- 購入価格：10,000,000円
- 法定耐用年数6年、定率償却実施（200%定率）、初年度33.3%
- 償却前利益：20,000,000円
- 法人税率：30%と仮定

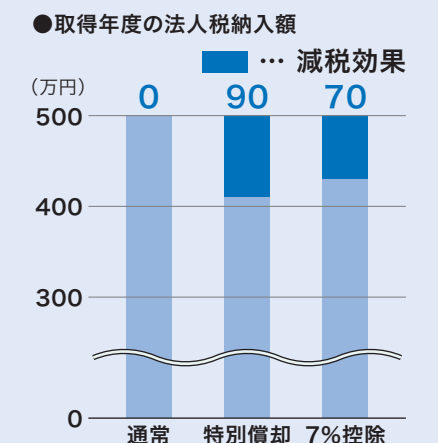
減税効果（特別償却） **90万円** = 500万円※ - (2,000万円 - 1,000万円 × (33.3% + 30%)) × 30%

減税効果（7%控除） **70万円** = 1,000万円 × 7%

※ 法人税納入額：500万円 = (2,000万円 - 1,000万円 × 33.3%) × 30%

※ 償却前利益 = 経常利益とした場合

※ 法人税率や控除内容は、お客様の経営状況や事業規模、購入製品によって異なります。
詳細は税務署や税理士にご確認ください。



※ 固定資産税の特例措置と併用は可能です。
※ 中小企業経営強化税制と併用はできません。

対象機種

購入価格が160万円以上であること
(オプション品を含む)

対象事業者

青色申告している中小企業者等

（資本金が1億円以下の法人、または
常時使用する従業員の数が1,000人以下の
法人・個人事業主）

※ 中古機／レンタル事業者（レンタル資産）は対象外です。
※ 過去3年間平均の課税所得が15億円以下であること。

手続き方法

個人事業主	
特別償却	青色申告決算書の所定欄に特例名を記入
税額控除	確定申告書に必要書類を添付

法人	
特別償却	法人税の確定申告書に「特別償却の付表」と適用額明細書を添付
税額控除	法人税の確定申告書に「別表」と適用額明細書を添付

詳細情報は中小企業庁の税制のページで
ご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tyuusyoutokigyoutousisokusinzeisei.html>



控除内容

固定資産税の軽減

3%賃上げ表明

1/4に軽減
(5年間)

または

1.5%賃上げ表明

1/2に軽減
(3年間)

※中小企業経営強化税制または中小企業投資促進税制のいずれか1つと併用が可能です。

対象機種

購入価格が160万円以上であること
(オプション品を含む)

※市区町村で異なる場合があります。
詳しくは各市区町村にお問い合わせください。

対象事業者

青色・白色申告問わず中小企業者等
(資本金が1億円以下の法人、または
常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人・個人事業主)

※中古機は対象外、**レンタル事業者(レンタル資産)は対象**です。
※過去3年間平均の課税所得が15億円以下であること。

適用期間

適用期間は**2025年4月1日～2027年3月31日**までとなり、その期間に取得した設備が対象となります。
[年度:4月～翌年3月の期間]

認定された計画に基づき導入された機械装置の固定資産税の課税標準が、
計画の内容に応じて軽減されます(課税標準の軽減率は市区町村によって異なります)。

【適用例】

計画の中で
3%の賃上げ方針を表明し、
2025年4月1日から
2026年3月31日までに
設備を取得した場合

2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
設備取得		課税標準を5年間1/4に軽減			

計画の中で
1.5%の賃上げ方針を表明し、
2026年4月1日から
2027年3月31日までに
設備を取得した場合

2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	設備取得	課税標準を3年間1/2に軽減			

申請フロー

実施者	依頼先	実施内容	対象の書類	期間
お客様	経営革新等支援機関	①投資計画に関する確認と事前確認書の発行を依頼します。 ※各市区町村の制度を確認して実施してください。		—
経営革新等支援機関	お客様	②事前確認書を発行します。	事前確認書(原本) 計画申請書(原本)	
お客様	市町村	③事前確認書(原本)、賃上げ認定申請書、計画申請書(原本・写し)を添付して先端設備等導入計画を申請します。 ※申請用紙は中小企業庁のホームページからダウンロードください。 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html	事前確認書(原本) 計画申請書(原本) 計画申請書(写し) 賃上げ認定申請書	
市町村	—	④先端設備等導入計画を受理します。		約30日*
市町村	お客様	⑤先端設備等導入計画の認定後、計画認定書(原本)と計画申請書(写し)を交付します。	計画認定書(原本) 計画申請書(写し)	
お客様	—	⑥設備取得		—
お客様	税務署	⑦税務申告時に納税書類とともに計画認定書(写し)、計画申請書(写し)などの添付書類を提出し特別申請します。これで手続き完了です。	計画認定書(写し) 計画申請書(写し) 納税書類	

※詳しくは各市区町村にお問い合わせください。

注意事項

当税制は市区町村へ先端設備等導入計画を提出し認定される必要があります。認定を受けられなかった場合は、当税制を活用することはできません。また、**設備取得前に認定を受けることが必須です。**

1 中小企業経営強化税制 & 2 中小企業投資促進税制

Q1 工業会証明書の発行には
どれくらいの時間がかかりますか？

対象税制
1

A1 発行依頼を受けてから1～2週間の時間を要します。申請は余裕を持って行ってください。

Q3 同じ設備について違う取得時期で
導入する場合には、工業会証明書も
複数枚必要になりますか？

対象税制
1

A3 同一年*内における設備の取得であれば一枚の証明書にて対応可能です。翌年の取得設備に関しては別の証明書を取得してください。
*工業会証明書の「年度」とは、「その年の1月1日～12月31日までの期間」を指します。

Q5 設備を認定より前に取得してしまった
場合は、当該税制措置を利用することは
できませんか？

対象税制
1

A5 対象設備は計画認定後に取得することが原則です。設備を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。

Q7 計画の認定後に追加で設備を
取得した場合はどうなりますか？
また計画認定時と異なる設備を取得
しようとする場合にはどうなりますか？

対象税制
1

A7 経営力向上計画を変更し、変更認定を受けることで税制措置を受けることができます。

Q9 法人税の税額控除について、
他の税制の適用を受けている場合には
どのように計算すればいいですか？

対象税制
1 2

A9 他の税制の適用を受ける場合、本税制における税額控除限度額は、その他の税制を適用する前の法人税額20%を限度とすることになります。ただし、中小企業経営強化税制と中小企業投資促進税制と商業・サービス・農林水産業活性化税制を利用する場合、3つの措置の税額控除の合計で限度額20%を計算することになりますので、ご注意ください。限度額を超えた控除額は1年間の繰り越しが認められています。

Q2 現行モデルの機械であれば、
すべてが対象の設備になりますか？

対象税制
1

A2 現行モデルであれば対象となるとは限りません。対象機種については最寄りのコベルコの販売店にお問い合わせください。

Q4 即時償却と固定資産税の
特例措置を受ける場合、
工業会証明書は複数必要ですか？

対象税制
1

A4 即時償却の申請に必要な数のみとなります。固定資産税の特例措置を受ける場合には、工業会証明書は不要です。

Q6 経営力向上計画の申請から認定まで
どれくらい期間がかかりますか？

対象税制
1

A6 標準処理期間は30～45日とされています。

Q8 購入ではなくリースの場合も、
税制措置の対象となりますか？

対象税制
1 2

A8 ファイナンスリース取引については対象となりますが、所有権移転外リースについては即時償却の利用は不可(税額控除は可)となります。税額控除額は毎年のリース資産額をベースに計算することとなります。また、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。

Q10 税制の試算をお願いすることは
可能ですか？

対象税制
1 2

A10 当社では税制に関する試算・計算は行っておりません。具体的な適用可否や金額につきましては、顧問税理士や最寄りの税務署にご確認ください。

3 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置

Q1 先端設備等導入計画は
すべての自治体で申請が可能ですか？

A1 導入基本計画を策定している自治体のみ申請が可能です。詳細は申請予定の自治体にお問い合わせください。

Q3 先端設備等導入計画の認定対象となる設備と、
固定資産税の特例措置の対象となる設備は
同じですか？

A3 その対象は必ずしも一致しない可能性があります。自治体が作成する導入基本計画において認定対象の設備をさらに限定して規定している場合もありますので、申請予定の自治体によくご確認ください。

Q5 購入ではなくリースの場合も、
税制措置の対象となりますか？

A5 ファイナンスリース取引については対象になりますが、オペレーティングリースについては本税制の対象外となります。

Q7 一度計画の認定を受けたあとに、
追加で機械を購入した場合、
計画は再度作り直す必要はありますか？

A7 「計画の変更申請」手続きにより既存の計画に追加変更が可能です。一企業につき1枚の経営計画書となりますので、追加購入の度に変更が必要となります。

Q2 例えば、本社が所在する自治体とは異なる自治体に
所在する工場に設備を導入する場合、
事業者はどちらの自治体に先端設備等導入計画の
申請を行う必要がありますか？

A2 実際に設備投資を行う工場が所在する自治体に先端設備等導入計画の申請を行い、認定を受ける必要があります。

Q4 設備を認定より前に取得してしまった場合は、
先端設備等導入計画の認定を受けられますか？

A4 先端設備等は、計画認定後に取得することが必須です。そのため、設備をすでに取得した後に先端設備等導入計画の認定を受けることはできません。

Q6 所有権移転外リース取引で設備を導入した場合、
固定資産税はリース会社が納付しますが、
リース契約に含まれている固定資産税額は
減額されますか？

A6 減額されます。当該制度は設備を導入する中小事業者等が軽減措置を受ける制度ですから、事業者が支払うリース料金に含まれる固定資産税相当額は軽減されます。